

○静岡県医療健康産業研究開発センターの設置、管理及び使用料に関する条例

平成27年10月23日

条例第46号

静岡県医療健康産業研究開発センターの設置、管理及び使用料に関する条例をここに公布する。

静岡県医療健康産業研究開発センターの設置、管理及び使用料に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、静岡県医療健康産業研究開発センターの設置、管理及び使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 医療健康分野における県民の経済基盤を確立することにより、ファルマバレー（富士山麓先端健康産業集積）プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）の一層の推進を図り、もって世界一の健康長寿県（県民が健康な生活及び長寿を享受することのできる世界に誇るべき社会をいう。）の形成に資することを目的として、静岡県医療健康産業研究開発センター（以下「センター」という。）を長泉町に設置する。

2 センターは、前項に規定する目的を達成するため、プロジェクトの推進のために地域の企業へ技術的な援助その他の支援を行う者（以下「リーディング機関」という。）、新たに医療健康分野における事業の拡大を図り、かつ、開発と生産とを一体的に行う者及びリーディング機関からの支援を受けること等により医療健康分野における新たな事業の創出のために研究開発を行う者等が使用し、及び交流するための新たな場を提供する。

(施設)

第3条 センターに次に掲げる施設を置く。

- (1) リーディング機関研究開発生産施設
- (2) 地域企業開発生産施設
- (3) 研究開発室
- (4) 会議室
- (5) 専用駐車場

(事業)

第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) センターの施設を提供すること。
- (2) センターの施設を使用する者の活動及び交流を支援すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第2条第1項に規定する目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、知事がセンターの管理上必要と認める日とする。

(リーディング機関研究開発生産施設の使用の許可)

第6条 新たにリーディング機関研究開発生産施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、新たにリーディング機関研究開発生産施設を使用しようとする者が、当該施設において医療健康分野における高度で新たな技術による研究開発を進めるとともに、第2条第1項に規定する目的のために地域の企業への支援を行う等プロジェクトに協力し、かつ、貢献する者であると認める場合でなければ、前項の許可をしてはならない。

3 第1項の許可の期間は10年以内とし、更新（期間が10年以内の更新に限る。）をすることができる。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の更新について準用する。

5 第1項の許可を受けた者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（地域企業開発生産施設の使用の許可）

第7条 新たに地域企業開発生産施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、新たに地域企業開発生産施設を使用しようとする者が、優れた技術開発力を有し、かつ、当該施設において開発と生産とを一体的に行うことによって新たに医療健康分野における事業の拡大を図ることができる者であって、第2条第1項に規定する目的に資するものであると認める場合でなければ、前項の許可をしてはならない。

3 第1項の許可の期間は5年以内とし、2回に限り更新（期間が5年以内の更新に限る。）をすることができる。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の更新について準用する。

5 第1項の許可を受けた者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（研究開発室の使用の許可）

第8条 新たに研究開発室を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、新たに研究開発室を使用しようとする者が、当該施設において、医療健康分野における新たな事業の創出のための研究開発又はその支援を行う者であって、第2条第1項に規定する目的に資するものであると認める場合でなければ、前項の許可をしてはならない。

3 第1項の許可の期間は10年以内とする。

4 第1項の許可を受けた者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（会議室等）

第9条 会議室又は専用駐車場（以下「会議室等」という。）を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の許可を受けた者その他のセンターの関係者であると知事が認める者は、会議室等の使用について、他に優先することを認められる。

3 知事は、第1項の承認を受けようとする者の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 静岡県暴力団排除条例（平成23年静岡県条例第25号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等による使用であると認めるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるに足りる相当な理由があるとき。
- (4) センターの管理上支障があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その使用が不相当であると認めるとき。

4 会議室の供用日及び供用時間は、知事が別に定める。

5 第1項の承認を受けた者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（許可等の条件）

第10条 知事は、センターの管理上必要があると認めるときは、第6条第1項、第7条第1項若しくは第8条第1項の許可又は第9条第1項の承認（以下「許可等」という。）に条件を付し、及びこれを変更することができる。

（使用者の義務）

第11条 許可等を受けた者（以下「使用者」という。）は、センターの施設を善良な管理者の注意をもって使用するとともに、公害の防止その他の環境の保全に努めなければならない。

（許可等の取消し等）

第12条 知事は、使用者について次の各号のいずれかの事実が判明したときは、その許可等を取り消し、又は使用を制限することができる。使用者の使用が、第9条第3項各号のいずれかに該当することとなったときも同様とする。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用の許可等を受けたこと。
- (2) 第10条の規定により付された条件に違反していること。
- (3) 次条第1項の使用料を3月以上滞納したこと。
- (4) 第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の許可を受けた施設を正当な理由なく1月以上にわたり使用しないこと。

（使用料の納付）

第13条 使用者（会議室に係る承認を受けた者を除く。次項及び第15条において同じ。）は、別表第1に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 前項の場合において、使用者は、毎月末日までに翌月分の使用料を納付しなければならない。ただし、使用を開始する日及び使用を終了する日の属する月の使用料の納付時期については、知事が別に定める。

（使用料の減免）

第14条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなくなったときは、この限りでない。

(原状回復)

第16条 使用者は、その使用を終わったときは、当該施設等を速やかに原状に復さなければならない。第12条の規定によりその許可等の取消し又は使用の制限を受けたときも、同様とする。ただし、知事がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第17条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体で知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理に関する業務を行わせるものとする。

2 前項のセンターの管理に関する業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第4条第1号に掲げる事業に関する業務のうち、次に掲げるもの

ア 第5条の規定による休館日の決定

イ 第9条第1項の規定による使用の承認(会議室の使用の承認に限る。)及び同条第2項の規定による認定(会議室の使用に係るものに限る。)、第10条の規定による条件(会議室の使用の承認の条件に限る。)の付与及び変更並びに第9条第3項の規定による使用の不承認(会議室の使用の不承認に限る。、同項第1号に掲げる事由による使用の不承認を除く。)

ウ 第9条第4項の規定による供用日及び供用時間の決定

エ 第12条の規定による許可等の取消し又は使用の制限(会議室の使用の承認の取消し又は使用の制限に限り、第9条第3項第1号に掲げる事由による承認の取消し又は使用の制限を除く。)

(2) 第4条第2号及び第3号に掲げる事業に関する業務

(3) センターの維持管理に関する業務

(4) 第6条第1項、第7条第1項若しくは第8条第1項の許可又は第9条第1項の承認(専用駐車場の使用の承認に限る。)に係る使用料の徴収に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関して知事が必要と認める業務

3 指定管理者は、前項第1号ア又はウの決定を行う場合には、知事の承認を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第18条 前条第1項の規定による指定は、センターの管理を行おうとするものの申請により行うものとする。

2 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行うものとする。

(指定管理者の指定)

第19条 知事は、前条第1項の申請があったときは、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するものの中から、最も適切にセンターの管理を行うことができると認められるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、センターにおけるサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。
- (4) 県内において医療健康分野に係る産業の振興に寄与する活動を行うものであること。

(指定管理者の指定等の公示)

第20条 知事は、前条の規定による指定を行い、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示するものとする。

(利用料金の納付)

第21条 指定管理者が第17条第2項第1号イの規定により行う第9条第1項の承認（会議室の使用の承認に限る。）を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を指定した場合は、この限りでない。

2 利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第22条 指定管理者は、知事が定める基準に該当すると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第23条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなくなったとき。
- (2) 規則で定める日までに使用しない旨の申出があったとき。

(指定管理者の事業報告)

第24条 指定管理者は、毎年度終了後、規則で定めるところにより事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（平成28年規則第7号で平成28年3月1日から施行）

- (1) 附則第2項から附則第5項までの規定 公布の日

(2) 第3条第3号及び第4号、第8条、第9条第4項、第17条第2項第1号イからエまで、第21条から第23条まで並びに別表第2の規定 公布の日から起算して11月を超えない範囲内において規則で定める日
(平成28年規則第7号で平成28年9月1日から施行)

(準備行為)

2 第6条第1項及び第7条第1項の許可は、施行日前においても、第6条第1項及び第7条第1項の規定の例により行うことができる。この場合において、知事は、第10条の規定の例により、当該許可等に条件を付し、及びこれを変更することができる。

3 第8条第1項の許可は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「第2号施行日」という。）前においても、第8条第1項の規定の例により行うことができる。この場合において、知事は、第10条の規定の例により、当該許可等に条件を付し、及びこれを変更することができる。

4 第17条第1項の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、施行日前においても、第18条から第20条までの規定の例により行うことができる。

5 第17条第1項の規定による指定に係る指定管理者についての第21条第2項の規定による承認は、第2号施行日前においても、別表第2に定める額の範囲内で行うことができる。

(経過措置)

6 施行日から第2号施行日までの間は、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第9条 の見出し	会議室等	専用駐車場
第9条 第1項	会議室又は専用駐車場（以下「会議室等」という。）	専用駐車場
第9条 第2項	、第7条第1項又は第8条第1項 会議室等	又は第7条第1項 専用駐車場
第10条	、第7条第1項若しくは第8条第1項	若しくは第7条第1項
第12条 第4号	、第7条第1項又は第8条第1項	又は第7条第1項
第13条 第1項	使用者（会議室に係る承認を受けた者を除く。 次項及び第15条において同じ。）	使用者
第17条 第2項 第4号	、第7条第1項若しくは第8条第1項	若しくは第7条第1項
第17条 第3項	前項第1号ア又はウ	前項第1号ア

別表第

1

リーディング機 関研究開発生産 施設		1 月につき 3,164,700 円	使用の 期間が 1 月に 満たな い場合 は、使用 料を日 割りに よって 計算し、 その額 に 1 円 未満の 端数が あると きは、そ の端数 金額を 切り捨 てる。
地域企 業開発 生産施 設	A棟	1 月につき 288,800円	
	B棟	1 月につき 586,800円	
研究開 発室	101号 室	1 月につき 20,300円	
	102号 室	1 月につき 20,300円	
	103号 室	1 月につき 20,300円	
	104号 室	1 月につき 20,300円	
	105号 室	1 月につき 20,300円	
	201号 室	1 月につき 20,300円	
	202号 室	1 月につき 20,300円	
	203号 室	1 月につき 20,300円	
	204号 室	1 月につき 20,300円	
	205号 室	1 月につき 20,300円	
	206号 室	1 月につき 10,700円	
	207号 室	1 月につき 10,700円	

リーディング 機関研究開発 生産施設		1 月につき 3,164,700 円	使用の 期間が 1 月に 満たな い場合 は、使用 料を日 割りに よって 計算し、 その額 に 1 円 未満の 端数が あると きは、そ の端数 金額を 切り捨 てる。
地域企業 開発生産 施設	A棟	1 月につき 288,800円	
	B棟	1 月につき 586,800円	
専用駐車場		1 台 1 月に つき 2,000円	

		208号 室	1 月につき 10,700円
		209号 室	1 月につき 10,700円
		210号 室	1 月につき 10,700円
		211号 室	1 月につき 10,700円
		212号 室	1 月につき 20,100円
		213号 室	1 月につき 31,900円
		301号 室	1 月につき 19,000円
		302号 室	1 月につき 19,000円
		303号 室	1 月につき 19,000円
		304号 室	1 月につき 19,000円
		305号 室	1 月につき 19,000円
		専用駐車場	1 台 1 月に つき 2,000円

附 則（平成31年3月26日条例第32号）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 平成31年10月1日以後の静岡県医療健康産業研究開発センターの施設の使用については、この条例の施行の日前においても、改正後の静岡県医療健康産業研究開発センターの設置、管理及び使用料に関する条例別表第1に定める額の使用料を納付しなければならない。

附 則（令和7年 月 日条例第 号）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の施行に伴って必要となる改正後の静岡県医療健康産業研究開発センターの設置、管理及び使用料に関する条例（以下「新条例」という。）第21条第2項の規定による承認は、この条例の施行の日前においても、新条例別表第2に定める額の範囲内で行うことができる。

別表第1（第13条関係）

（一部改正〔平成31年条例32号〕）

区分		使用料	備考
リーディング機関研究開發生産施設		1月につき 3,223,300円	使用の期間が1月に満たない場合は、使用料を日割りによって計算し、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
地域企業開發生産施設	A棟	1月につき 294,100円	
	B棟	1月につき 597,700円	
研究開発室	101号室	1月につき 20,700円	
	102号室	1月につき 20,700円	
	103号室	1月につき 20,700円	
	104号室	1月につき 20,700円	
	105号室	1月につき 20,700円	
	201号室	1月につき 20,700円	
	202号室	1月につき 20,700円	
	203号室	1月につき 20,700円	
	204号室	1月につき 20,700円	
	205号室	1月につき 20,700円	
	206号室	1月につき 10,900円	
	207号室	1月につき 10,900円	
	208号室	1月につき 10,900円	
	209号室	1月につき 10,900円	
	210号室	1月につき 10,900円	
	211号室	1月につき 10,900円	
	212号室	1月につき 20,500円	
	213号室	1月につき 32,500円	
	301号室	1月につき 19,400円	
	302号室	1月につき 19,400円	
	303号室	1月につき 19,400円	
	304号室	1月につき 19,400円	
	305号室	1月につき 19,400円	

専用駐車場	1 台 1 月につき 2,000 円	
-------	-----------------------	--

別表第 2（第21条関係）

区分		利用料金	備考
会議室	交流ホール	1 時間につき 2,430円	1 時間に満たない端数 がある場合は、1 時間と みなす。
	大会議室	1 時間につき 1,660円	
	中会議室 1	1 時間につき 660円	
	中会議室 2	1 時間につき 660円	
	中会議室 3	1 時間につき 660円	
	中会議室 4	1 時間につき 660円	
	小会議室 1	1 時間につき 330円	
	小会議室 2	1 時間につき 330円	
	小会議室 3	1 時間につき 330円	
	小会議室 4	1 時間につき 330円	

静岡県医療健康産業研究開発センターの設置、管理及び使用料に関する条例施行規則

平成27年10月23日

規則第62号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県医療健康産業研究開発センターの設置、管理及び使用料に関する条例(平成27年静岡県条例第46号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第6条第1項前段、第7条第1項前段及び第8条第1項前段の許可の申請は、様式第1号による使用許可申請書を知事に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 使用に係る事業の計画を記載した書類
- (2) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3 条例第6条第4項において準用する同条第1項前段及び第7条第4項において準用する同条第1項前段の許可の申請は、許可の期間が満了する日の12月前までに、様式第2号による更新許可申請書を知事に提出して行うものとする。

4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 期間の更新の必要性を説明する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

5 条例第6条第1項後段(同条第4項において準用する場合を含む。)、第7条第1項後段(同条第4項において準用する場合を含む。)及び第8条第1項後段に規定する変更の許可の申請は、様式第1号による使用変更許可申請書を知事に提出して行うものとする。

6 前項の申請書には、使用に係る事業の計画を記載した書類その他の知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(承認の申請)

第3条 条例第9条第1項の承認(専用駐車場に係るものに限る。)の申請は、様式第3号による専用駐車場使用承認申請書を知事に提出して行うものとする。

(指定管理者の指定の申請書等)

第4条 条例第18条第2項の規則で定める申請書は、様式第4号によるものとする。

2 条例第18条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- (4) 活動実績を説明する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(条例第23条第2号の規則で定める日)

第5条 条例第23条第2号の規則で定める日は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 交流ホール 使用の日の15日前の日
- (2) 大会議室 使用の日の15日前の日

- (3) 中会議室1、中会議室2、中会議室3及び中会議室4 使用の日の3日前の日
- (4) 小会議室1、小会議室2、小会議室3及び小会議室4 使用の日の3日前の日

(事業報告書)

第6条 条例第24条の事業報告書は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 静岡県医療健康産業研究開発センター(以下「センター」という。)の管理に関する業務(以下「業務」という。)の実施状況
- (2) 業務に係る収支状況
- (3) センターの利用状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、条例の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第5条の規定は、条例附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日(以下「第2号施行日」という。)から施行する。
- 2 施行日から第2号施行日までの間は、第2条第1項中「、第7条第1項前段及び第8条第1項前段」とあるのは「及び第7条第1項前段」と、同条第5項中「、第7条第1項後段(同条第4項において準用する場合を含む。)&及び第8条第1項後段」とあるのは「及び第7条第1項後段(同条第4項において準用する場合を含む。)」と、様式第1号中「

第8条第1項前段

第6条第1項後段(同条第4項において準用する場合を含む。)

第7条第1項後段(同条第4項において準用する場合を含む。)

第8条第1項後段

」とあるのは「

第6条第1項後段(同条第4項において準用する場合を含む。)

第7条第1項後段(同条第4項において準用する場合を含む。)

」と、様式第3号中「

3 研究開発室使用者() 号室)

4 センターの関係者()

5 その他

」とあるのは「

3 センターの関係者()

4 その他

」と、同様式中「囲み、研究開発室を使用する者にあつては使用する施設の名称を」とあるのは「囲み」とする。

附 則(令和元年7月1日規則第4号)

- 1 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日

(令和元年7月1日)から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

様式第1号(第2条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)
(一部改正〔令和元年規則4号〕)

使用
使用変更

許可申請書

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

申請者 住所

法人にあつては、そ
の主たる事務所の所
在地

氏名

法人にあつては、そ
の名称及び代表者の
氏名

印

氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)を自署する場合は、押印
は不要です。

次のとおり静岡県医療健康産業 許可
研究開発センターの使用の 許可に係る事項の変更の許可
を受け

たいので、静岡県医療健康産業研究開発センターの設置、管理及び使用料に関する条例

第6条第1項前段 の規定により申請します。

第7条第1項前段

第8条第1項前段

第6条第1項後段(同条第4項において準用する場合を含
む。)

第7条第1項後段(同条第4項において準用する場合を含
む。)

第8条第1項後段

施設の名称				
使用目的				
業種				
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで			
変更内容 (年 月 日付け 許可の変更)	変更事項			
	変更理由			
連絡先	住所			
	氏名		電話番号	

(注)

- 不要な文字は、抹消すること。
- 「変更内容」の欄には、使用変更の許可申請の場合に記入すること。

様式第2号(第2条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)
(一部改正〔令和元年規則4号〕)
更新許可申請書

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

申請者 住所

法人にあっては、そ
の主たる事務所の所
在地

氏名

法人にあっては、そ
の名称及び代表者の
氏名

印

氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を自署する場合は、押印
は不要です。

次のとおり静岡県医療健康産業研究開発センターの使用の許可の更新の許可を受けたい
ので、静岡県医療健康産業研究開発センターの設置、管理及び使用料に関する条例
第6条第4項において準用する同条第1項前段 の規定により申請します。
第7条第4項において準用する同条第1項前段

施設の名称				
使用の許可の期間	年	月	日から	年 月 日まで
更新後使用期間	年	月	日から	年 月 日まで
更新の理由				
連絡先	住所			
	氏名		電話番号	

添付書類

- 1 更新の必要性を説明する書類
 - 2 その他知事が必要と認める書類
- (注) 不要な文字は抹消すること。

様式第3号(第3条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)
(一部改正〔令和元年規則4号〕)
専用駐車場使用承認申請書

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

申請者 住所

法人にあっては、そ
の主たる事務所の所
在地

氏名

法人にあっては、そ
の名称及び代表者の
氏名 印

氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を自署する場合は、押印
は不要です。

次のとおり静岡県医療健康産業研究開発センター専用駐車場の使用の承認を受けたいの
で、静岡県医療健康産業研究開発センターの設置、管理及び使用料に関する条例第9条第1
項の規定により申請します。

専用駐車場使用者の 区分	1 リーディング機関研究開発生産施設使用者 2 地域企業開発生産施設使用者(A棟・B棟) 3 研究開発室使用者(号室) 4 センターの関係者() 5 その他			
使用区画数				
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで			
連絡先	住所			
	氏名		電話番号	

(注) 「専用駐車場使用者の区分」欄は、該当する事項を○で囲み、研究開発室を使用す
る者には使用する施設の名称を、センターの関係者にはその関係を括弧内に
記入すること。

様式第4号(第4条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)
(一部改正〔令和元年規則4号〕)

指定管理者指定申請書

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

主たる事務所の所在地

申請者 名称

代表者の氏名 印

(代表者の氏名を自署する場合は、押印は不要です。)

静岡県医療健康産業研究開発センターの管理に関する業務を行いたいので、静岡県医療健康産業研究開発センターの設置、管理及び使用料に関する条例第18条第1項の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 3 法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- 4 活動実績を説明する書類
- 5 その他知事が必要と認める書類

静岡県医療健康産業研究開発センター共益費徴収規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県医療健康産業研究開発センター(以下「センター」という。)の設置、管理及び使用料に関する条例第19条により指定を受けた指定管理者(以下「指定管理者」という。)が行うセンターの共益費の徴収について、必要な事項を定めるものとする。

(共益費)

第2条 本規程で規定する共益費とは、電気、水道、ガスの使用料及びセンターの維持管理上必要な設備保守、清掃、警備その他の管理運営業務に要する経費をいう。

(共益費の支払及び徴収)

第3条 指定管理者は、電気、上下水道、ガスの使用料及び指定管理者が管理業務に要する経費の年間分を12で除した経費について、別に定める算定方法により、使用の許可等を受けた者(以下「入居者」という。)から1ヵ月を単位(ただし、水道料金については2ヵ月を単位)として徴収し、請求元の団体等に対して指定された期限までに支払うこととする。

2 指定管理者は、指定管理者が発行する請求書により入居者から共益費を徴収し、入居者に対して領収書を発行するものとする。

3 月の途中で入居者が退去する場合又は新たに入居する場合は、日割り計算によることとする。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、経済産業部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

静岡県医療健康産業研究開発センター共益費算定方法

項 目	負 担 方 法
1 光熱水費 (1) 電気料	
会議室、行政財産（公用）部分	県
専用部分	個別メーター
共用部分	専用面積按分、負荷容量按分
(2) 水道料金・下水道使用料	
専用部分	個別メーター
共用部分	専用面積按分
(3) ガス代	個別メーター
2 センター管理業務（人件費）	県
3 設備運転・点検業務	専用面積按分
4 建築物環境衛生管理業務（水質、照度等）	専用面積按分
5 植栽管理業務	専用面積按分
6 警備業務	
常駐警備	県
巡回・監視	専用面積按分
7 設備機器保守点検業務	専用面積按分
8 清掃業務	
会議室、常設展示場、行政財産（公用）部分	県
専用部分（定期清掃）	各実施面積
共用部分	専用面積按分
9 センター事務費（消耗品費、修繕費等）	専用面積按分
10 会議室用事務費、センター企画事業費	県

静岡県医療健康産業研究開発センター事務取扱要領

(趣旨)

この要領は、静岡県医療健康産業研究開発センター（以下「センター」という。）の使用の許可及び管理について、条例、施行規則及び管理規程に基づき必要な事項について定める。

第1 使用の許可の審査

- 1 条例第6条第2項及び条例第7条第2項の審査は、静岡県医療健康産業研究開発センター入居審査委員会（以下「委員会」という。）の場で行うこととする。
- 2 条例第8条第2項の審査は、申請書類（事業計画書等）、面談、現地訪問により行うこととする。
- 3 審査により、許可基準を満たしたと認められた申請者を使用許可資格者とする。
- 4 委員会等の円滑な審査に資するため、申請書類等による一次審査（書類選考）を実施することができる。

第2 使用の許可

- 1 使用の許可は、使用許可資格者について、長泉町に意見照会した上で、県が総合的に判断する。
- 2 使用の許可は、文書で行うこととし、センターの管理運営のため、指定管理者に許可内容等を通知することとする。

第3 許可の取消し等

次のいずれかに該当する場合は指導を行い、改善が見られないときは、条例第12条に規定する許可等の取消し等を行う。

- 1 事業計画の達成又はセンターの設置目的及びファルマバレープロジェクトへの貢献が認められない状況となった場合（具体的な改善計画を徴収し判断する）
- 2 申請した事業計画の内容と異なる目的で施設を使用した場合（ただし、県の承認を得た場合を除く。）
- 3 申請した事業計画を行う上で関係がない者に使用させた場合（有償無償を問わない。）
- 4 県又は指定管理者が行う事業等に協力が得られない場合
- 5 入居者間の連携や交流に協力が得られない場合

第4 許可の継承

- 1 使用の許可については、原則として継承は認めない。ただし、許可された事業計画を継承する場合はこの限りではない。

第5 許可の更新

- 1 許可の更新は、申請者の使用施設等においてヒアリングを実施し、過去の事業実績等を総合的に判断して行う。
- 2 必要に応じて委員会の意見を聴くことができる。

附則

この要領は、平成27年10月23日から施行する。